

県央ネットやまなしポータルサイト構築業務委託 仕様書

1. 業務名

県央ネットやまなしポータルサイト構築業務

2. 業務の目的

本業務は、県央ネットやまなしを形成する9市1町（甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、山梨市、甲州市、中央市、昭和町）の魅力や協働した取組等について、圏域内外に向けて一体的に情報を発信することにより、本エリアの認知度向上、圏域住民の相互交流、また、圏域外からの来訪者を獲得することを目的とし、構成市町の暮らしや観光、イベント、その他の情報の集約・発信を行う。また、効果的な情報の発信、アクセス分析等を行い、需要の把握や、効果の測定を行うため、新たにポータルサイトを構築するものである。

なお、本業務の実施にあたっては、甲府市ホームページ「県央ネットやまなし（やまなし県央連携中枢都市圏）」及び、その中で掲載している「やまなし県央連携中枢都市圏 ビジョン（令和6年3月改訂）」、また、全国の連携中枢都市圏ポータルサイトを参考とすること。

※甲府市ホームページURL：<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/renkei/renkeichusu.html>

3. 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

4. 業務の概要

（ポータルサイト構築業務）

- ①コンテンツ制作
- ②サイトの制作
- ③サイトの構成及びデザイン
- ④Webサーバ等の動作環境の構築
- ⑤操作マニュアルの作成等
- ⑥その他

（ポータルサイト保守業務）

- ①Webサーバ等の動作環境の保守
- ②効果測定及びサイト・コンテンツの改善提案

5. 仕様

（1）ポータルサイト構築業務

- ①コンテンツ制作

ア コンテンツの構成

サイトにおいて取扱うコンテンツは以下のとおりとする。

ただし、提案者の企画立案を妨げるものではない。

- 観光
- イベント
- くらし・医療
- 各市町の紹介

なお、新着情報として各コンテンツの新しい情報を集約したコンテンツを作成すること。

※圏域としての一体的な情報発信と、各自治体の情報発信の双方を兼ね備える構成とすること。

コンテンツ制作の素材として、各市町が保有する写真、動画等のデータについては、提供することができる。

②サイトの制作

ア CMSの導入・構築

専門知識や技術を有しない職員が、各コンテンツの記事作成・編集等作業を行えるよう、CMSを導入・構築すること。なお、前述のコンテンツ以外については、受託者において編集することも可とする。また、CMSの登録ユーザー数は甲府市と受託者の協議で決めるものとする。

イ サイトのメンテナンス

県央ネットやまなしを形成する9市1町の職員が各々の市町の施設で、サイトの更新作業が行えるようにすること。

ウ テンプレートの作成

職員がページを増設できるようテンプレートを作成すること。

エ ウェブサイト解析ツールの導入

サイトの訪問者データを計測し、その傾向を分析できるようにすること。また、ウェブ上でレポートを確認できるようにすること。

オ 検索フォームの設置

サイト内の検索フォームを設置すること。

③サイトの構成及びデザイン

ア マルチデバイス対応

Windows、Mac OS、iOS、Android等搭載端末向けに開発された汎用ソフトウェアにて閲覧が可能なWebサイトであること。また、SPファーストとし、レスポンシブウェブデザインとすること。機種依存文字は原則として使用しないこと。

イ 利用者目線のデザイン等

県央ネットやまなしの魅力が最大限伝わるよう、利用者にとって必要な情報に簡単に辿り着き、見やすい構成かつデザインであること。トップページは、圏域のトピックス等の情報について随時更新可能なスライダーを設置する等、特に UX や UI を重視することが望ましい。また、写真やイラスト、アイコンなどを効果的に使用し、利用者にとって訴求力のあるデザインであること。なお、動画の配信も行えることが望ましい。

ウ SNSとの連携

利用者が本サイトに継続的にアクセスすることを促すよう、コンテンツの検索機能や、X (旧 Twitter)、Facebook、Instagram など SNS との連携等が図れるものであること。

エ バナー領域の確保

他のサイト等へリンクできるよう、一定のバナー領域を確保すること。

オ ウェブアクセシビリティへの対応

ウェブアクセシビリティに配慮し、高齢者や障害者が利用しやすいものであること。

④ Web サーバ等の動作環境の構築

ア ハードウェア等の準備

本サイトの構築に必要な Web サーバ等ハードウェア、ネットワーク及びデータベース等ソフトウェア等については、すべて受託者において準備すること。

イ 詳細ログの取得

閲覧者数や滞在時間、ページビュー数等詳細ログが取得できるシステムを導入すること。

ウ セキュリティ対策

コンピュータウイルス等の不正プログラム、不正アクセス、情報漏洩・改ざん・破壊、情報資産の紛失・盗難、システム障害、SNS によるスパム行為、その他情報セキュリティに関する事件・事故があった場合に調査できるようにするため、アクセスログを収集する仕組みを実現すること。また、サーバへの通信は、十分にセキュリティが確保されたものであること。

⑤ 操作マニュアルの作成等

ア 操作マニュアルの作成

専門知識や技術を有しない職員が操作できるよう、操作マニュアルを作成すること。

イ 職員研修の実施

9 市 1 町の職員に対し、職員研修を実施すること。

⑥その他

ア ドメインの取得

甲府市と協議し、新規ドメインの取得を行うこと。

イ SSL証明書の適用

SSL証明書をポータルサイトの全ページに適用すること。

ウ リンク等の設定

コンテンツにおいて、リンク等で他の Web サイトを活用する場合は、十分に協議を行うこと。この場合において、デザインの統一性、閲覧のしやすさなどに配慮すること。リンク先の許可を得ること。

エ テスト運用

『3. 業務期間』中、1週間程度のテスト運用を行うこと。本テスト運用の結果、問題が無ければ、本格運用に移行すること。

オ 拡張性の確保

サイト運用開始後は、甲府市及びその他の県央ネットやまなし形成市町の職員がコンテンツの新着情報等を更新していくため、掲載する情報の量や質の発展性を考慮し、柔軟に対応できるサイトとすること。

(2) ポータルサイト保守業務

①Webサーバ等の動作環境の保守

ア システム等の保守

本サイトの運用に必要なサーバ等ハードウェア、ネットワーク及びデータベース等ソフトウェア等については、すべて受託者において準備すること。また、システム、ハード、ネットワーク環境全般において、脆弱性が発見された場合や、アップデート等のメンテナンスが必要になった場合は、甲府市に連絡の上、速やかに対応すること。

また、サーバ機器等の保守（障害時の対応等）については、24時間、365日、ポータルサイトの運用管理に努め、障害の早期発見・予防に努めること。

イ セキュリティ対策

コンピュータウイルス等の不正プログラム、不正アクセス、情報の漏洩・改ざん・破壊・その他の情報セキュリティに関する事件・事故の発生を常時監視し、検知された場合には、被害拡大を防止するため、直ちに甲府市に報告すること。また、原則として検知後一週間以内に詳細状況、影響範囲（被害件数等）、原因、対応方法等を報告し、甲府市の上承を得ること。

ウ バックアップ等の実施

定期的(週に2~3回)にデータのバックアップを行い、万が一データが消失した場合にも速やかな復旧が可能な体制を整えること。また、本サイトの運営に関わる各種ソフトウェア等のマイナーバージョンアップが行われた場合、必ずバージョンアップの提案をすること。ただし、バージョンアップに係る費用は、委託料の範囲内で行うこと。

エ 問い合わせ等の対応

甲府市等からの問い合わせや運用に関する支援、トラブル対応については、電話、メール、訪問等により、速やかなサポートを実施すること。原則として、サポートは甲府市等の就業時間内とするが、緊急性が高いと双方が合意したものに関しては、時間外であっても対応すること。

オ 職員研修の実施

人事異動等に伴い担当職員が変更になることから、求めに応じて9市1町の職員に対し、職員研修を実施すること。

②効果測定及びサイト・コンテンツの改善提案

ア SEO対策等の実施

閲覧状況について分析するとともに、積極的なSEO対策を講じ、アクセス数が向上するよう努めること。なお、分析結果及び改善提案等を契約期間内に1回以上提出すること。

6. 成果物の納品

(1) 納品先

甲府市 市長直轄組織 市長室 情報発信課

(2) 納期

令和7年3月31日

(3) 納品方法

サイト制作業務において、次の成果物を電子媒体に記録して納品すること。データのファイル形式は、PDF、Microsoft Office (Excel・Word・PowerPoint等)とする。

ア ウェブサイト設計書

イ コンテンツデータ

ウ システム仕様書

エ 操作マニュアル

オ その他甲府市等が必要と判断した資料

7. その他留意事項

(1) 再委託

本業務の受託者は、業務の全部または主要部分(デザイン、設計、データ移行、公開、保守等)を一括して第三者に委託することはできない。なお、業務の一部を委託する場合は、あらかじめ

甲府市の同意を得るものとし、再委託を行った作業の成果については、受託者が全責任を負うこと。

(2) 著作権

ア 本業務の成果品の所有権、著作権及びその他一切の権利は、甲府市に帰属するものとする。
但し、成果品に受託事業者または第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。

イ 業務の成果品等に、受託者が従前から保有する知的財産権が含まれる場合には、権利は受託者に留保されるが、甲府市は、業務の成果品等を利用するために必要な範囲内において、これを無償で利用できるものとする。

(3) 第三者の権利侵害

受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(4) 情報セキュリティに関する規定の遵守

情報セキュリティ対策を実施するにあたっては、甲府市における情報セキュリティポリシーその他の情報セキュリティに係る規定等に準拠すること。また、作業にあたっては、当該規定等を遵守すること。

(5) 個人情報の取り扱い

本業務の過程で個人情報を取り扱う場合は、甲府市個人情報保護条例(平成15年12月条例第42号)に準拠すること。取扱い方法の詳細について疑義がある場合は、甲府市と協議すること。

(6) 秘密の保持

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密の第三者への漏洩、資料およびデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じなければならない。また、本業務のデータ等の使用、保存、処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、甲府市の指示に従わなければならない。

(7) 損害賠償

本業務の遂行にあたり、受託者の責めに帰すべき事由により、甲府市又は第三者に損害与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

(8) 疑義に関する協議

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容等について生じた疑義については、その都度

甲府市と協議の上、その指示に従い業務を進めること。また甲府市は、業務の期間中、いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。

8. 問い合わせ

甲府市 市長直轄組織 市長室 情報発信課

〒400-8585 甲府市丸の内1-18-1

電話番号：055-237-5314

FAX：055-237-0097